

# 中小企業振興資金

(ア) 融資条件等

令和3年4月1日現在

融資対象者	県内で現に営む事業を6月以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 中小企業者 (2) 組合 (3) 共同生産、共同加工、共同購入、共同販売、共同運送、共同保管等の共同経営事業（貸付事業を除く。）を行う組合で、鹿児島県中小企業団体中央会の認定を受けたもの									
使途	運転設備資金	設備資金								
融資限度額	5,000万円	7,000万円								
利率	1年以内：年1.8%、1年超3年以内：年2.0%、3年超5年以内：年2.1%、 5年超7年以内：年2.3%又は変動金利、7年超10年以内：年2.4%又は変動金利、 10年超：変動金利									
保証料率	保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。(単位：%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	運転設備資金	1.59	1.47	1.31	1.14	0.94	0.84	0.64	0.44	0.29
	設備資金	1.74	1.59	1.39	1.19	0.99	0.84	0.64	0.44	0.29
	※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率(運転設備資金:0.94%,設備資金:0.99%)となります。									
割引料率	担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は、0.1%割引します。									
	①女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)、障害者雇用促進法に基づく認定(もにす認定)のいずれかを受けた場合、②かごしま「働き方改革」推進企業の認定を受けた場合、③鹿児島県女性活躍推進会議の女性活躍推進宣言企業に登録され、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を行った場合は、運転設備資金の保証料率を0.1%割引します。 ※①に該当する場合は、「都道府県労働局長の認定通知書の写し」、②に該当する場合は「かごしま「働き方改革」推進企業の認定証の写し」、③に該当する場合は「鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は変更届の写しが必要です。									
融資期間	運転設備資金	7年以内(うち据置12月以内)								
	設備資金	15年以内(うち据置12月以内)								
償還方法	毎月均等分割(融資期間が1年以内の融資にあつては、一括又は均等分割)									
申込先	各商工会議所、各商工会(組合は、鹿児島県中小企業団体中央会)または金融機関									
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、 鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合 福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、 商工中金、(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)									
借入申込に必要な書類	◇中小企業制度資金融資申込書(要綱1号様式) ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇組合共同事業融資対象認定申請書(要綱2号様式。共同事業組合のみ) ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類									

○その他融資条件の詳細については、あらかじめお問い合わせください。

○連帯保証人・担保については、保証機関の定めるところによります。

(イ) 融資の流れ

